

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式は、収入金額（収入保険料の一定割合）を課税標準とする100%外形標準課税となっている。 ・ 特例措置の内容 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式を維持すること 		
関係条文	地方税法第72条の12		
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 保険会社の経営の安定性を確保すること</p> <p>(2) 施策の必要性 保険会社の経営の安定性を確保するため、予め税額を予測できる現行課税方式の維持が必要である。 なお、保険業はもともと収入金額による100%外形基準による課税となっており（生命保険業については昭和29年から、損害保険業については昭和30年から導入）、事業活動の規模に応じた納税を行うことで、地方自治体の税収の安定化に寄与している。 よって、保険会社に係る法人事業税については、現行の課税方式を維持することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備																			
	政策の達成目標	保険会社の経営の安定性を確保すること																			
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	現行制度の維持を要望																			
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)																			
政策目標の達成状況	<p>保険会社に係る法人事業税の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(生命保険業)</th> <th>(損害保険業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平成19年度</td> <td>757億円</td> <td>345億円</td> </tr> <tr> <td>・平成20年度</td> <td>785億円</td> <td>340億円</td> </tr> <tr> <td>・平成21年度</td> <td>781億円</td> <td>324億円</td> </tr> <tr> <td>・平成22年度</td> <td>816億円</td> <td>323億円</td> </tr> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>870億円</td> <td>328億円</td> </tr> </tbody> </table>				(生命保険業)	(損害保険業)	・平成19年度	757億円	345億円	・平成20年度	785億円	340億円	・平成21年度	781億円	324億円	・平成22年度	816億円	323億円	・平成23年度	870億円	328億円
	(生命保険業)	(損害保険業)																			
・平成19年度	757億円	345億円																			
・平成20年度	785億円	340億円																			
・平成21年度	781億円	324億円																			
・平成22年度	816億円	323億円																			
・平成23年度	870億円	328億円																			
有効性	要望の措置の適用見込み	—																			
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>保険会社に係る法人事業税の現行課税方式を維持することにより、保険会社は、予め税額を予測でき、会社の経営の安定性を確保できる見込み。 また、保険会社の事業規模に応じた納税となり、地方自治体の安定的な税収の確保にも寄与する見込み。</p>																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																			
	要望の措置の妥当性	<p>保険会社に係る法人事業税の現行課税方式を維持することにより、保険会社は、予め税額を予測でき、会社の経営の安定性を確保する。また、保険会社の事業規模に応じた納税となり、地方自治体の安定的な税収の確保にも寄与することから、本要望は妥当なものである。</p>																			
ページ	7-2																				

税負担軽減措置等の適用実績	関連せず
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	関連せず
前回要望時の達成目標	保険会社の経営の安定性を確保すること
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	保険会社の経営の安定性を確保した。また、地方自治体の安定的な税収の確保にも寄与している。
これまでの要望経緯	平成 16 年度からの継続要望である。